

長岡市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成31年4月5日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	北村敏雄
同	篠田弘成
同	高野正義

1 監査の対象

消防本部 予防課（査察指導室を含む。）

教育委員会

子ども未来部 青少年育成課（双葉寮を含む。）

2 監査の範囲

平成30年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成31年2月6日から2月13日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
予防課	適正に処理されてきました。
青少年育成課	<p>次の事項のほかは、おおむね適正に処理されてきました。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none">・領収書に押印する領収印の誤りについて 領収書には、財務規則で定める領収印を押印しなければならないところ、出納員の私印を押印しているもの